

## 小規模離島市町村の要請手続きについて

### 1. 現状

離島対策支援事業については、事業開始後 6 年を経過し、要請及び申請の傾向が明らかになってきた。その中で、毎年要請を行なうものの実際には申請に至らない市町村が 2 割程度存在しており、その多くが保有台数 100 台以下の市町村で固定されつつある。該当する市町村に要請した理由について確認したところ、万が一に備えての提出であるとの回答を得た。よって、現運用では、過度に当該市町村に書類作成や予算化の事務負担を掛けているため、弾力的な運用へ改善していく必要がある。

### 2. 要請手続きの見直し

保有台数 100 台以下の小規模離島市町村のうち、申請実績が無い、若しくは数年に 1 度しか申請が発生しない市町村については、要請書の提出を絶対要件としない。2012 年度の要請からは、提出の要否を各市町村に判断いただくこととする。要請書の提出がない市町村に対しては、事業が発生した都度申請いただくことで対応する。

要請のない市町村については、予備費の中から出えんを執り行う。  
なお、過去 3 ヶ年における保有台数 100 台以下の市町村の申請額は 625 千円、265 千円、431 千円。（別紙 4：保有台数 100 台以下の市町村の状況 参照）

### 3. 適用開始年度

2012 年度要請（2011 年 9 月）から本運用を適用する。  
該当する市町村に対しては、本運用について事前に連絡し、提出の要否を判断いただく。